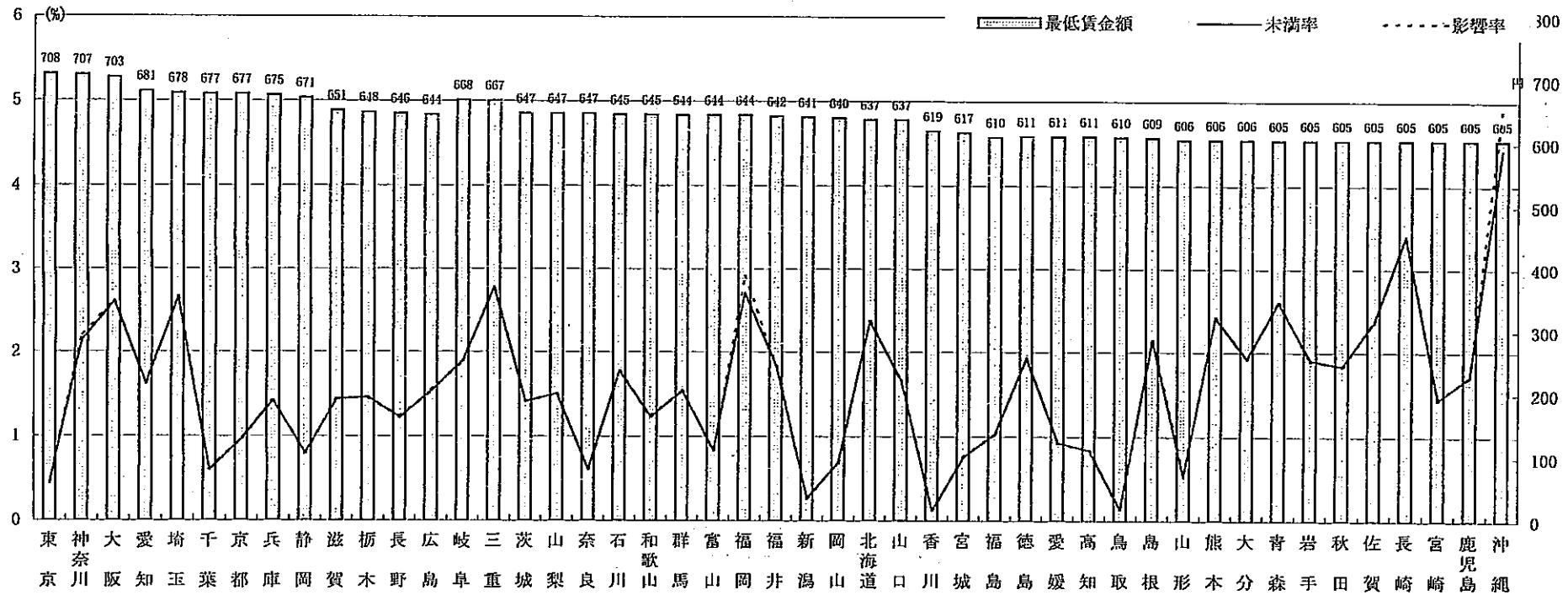


# 都道府県別地域別最低賃金の未満率と影響率(平成15年度)



	東京都	神奈川県	大阪府	愛知県	埼玉県	千葉県	東京都	兵庫県	静岡県	滋賀県	栃木県	長野県	広島県	岐阜県	三重県	茨城県	山梨県	奈良県	石川県	和歌山県	群馬県	富山県	福井県	新潟県	新潟県	岡山県	北海道	北海道	山口県	香川県	宮城県	福島県	徳島県	愛媛県	高知県	鳥取県	島根県	山形県	熊本県	大分県	青森県	岩手県	秋田県	佐賀県	長崎県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
未満率	0.5	2.1	2.6	1.6	2.7	0.6	1.0	1.4	0.8	1.4	1.5	1.2	1.5	1.9	2.8	1.4	1.5	0.6	1.8	1.2	1.5	0.8	2.7	1.8	0.3	0.7	2.4	1.7	0.1	0.8	1.0	1.9	0.9	0.8	0.1	2.1	0.5	2.4	1.9	2.6	1.9	1.8	2.4	3.4	1.4	1.7	4.4	
影響率	0.5	2.2	2.6	1.6	2.7	0.6	1.0	1.4	0.8	1.4	1.5	1.2	1.5	1.9	2.8	1.4	1.5	0.6	1.8	1.2	1.5	0.8	2.9	1.8	0.3	0.7	2.4	1.7	0.1	0.8	1.0	1.9	0.9	0.8	0.1	2.1	0.6	2.4	1.9	2.6	1.9	1.8	2.4	3.4	1.4	1.7	5.0	

資料出所：厚生労働省「平成15年度最低賃金に関する基礎調査」

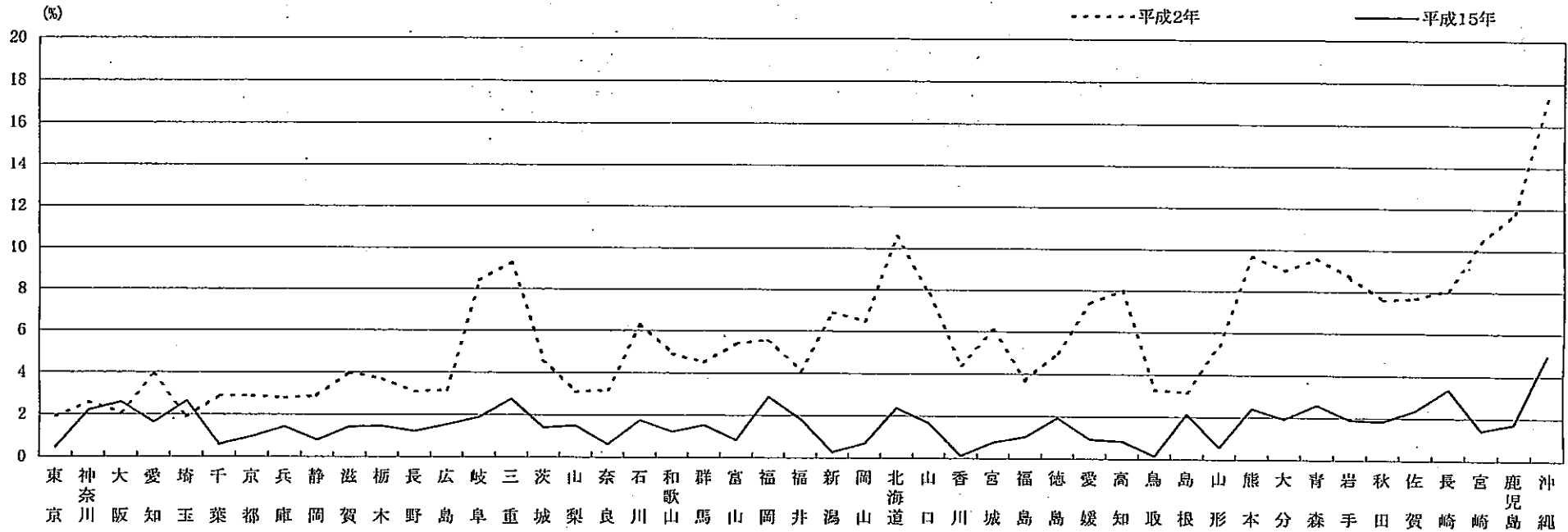
(注) 未満率・影響率の全国平均は加重平均値である。

# 地域別最低賃金の影響率の比較(平成2年度及び平成15年度)

## 全国・都道府県別影響率

平成2年度(全国平均) 4.5%

平成15年度(全国平均) 1.6%



	東 京	神 奈 川	大 阪	愛 知	埼 玉	千 葉	京 都	兵 庫	静 岡	滋 賀	栃 木	長 野	広 島	岐 阜	三 重	茨 城	山 梨	奈 良	石 川	和 歌 山	群 馬	富 山	福 岡	福 井	新 潟	岡 山	北 海 道	山 口	香 川	宮 城	福 島	徳 島	愛 媛	高 知	鳥 取	島 根	山 形	熊 本	大 分	青 森	岩 手	秋 田	佐 賀	長 崎	宮 崎	鹿 児 島	沖 縄	(%) 全 国 平 均
平成2年	1.9	2.6	2.1	3.9	1.9	2.9	2.9	2.8	2.9	4.0	3.7	3.1	3.2	8.4	9.3	4.6	3.1	3.2	6.3	4.9	4.5	5.4	5.6	4.1	6.9	6.5	10.6	7.8	4.4	6.1	3.7	5.0	7.4	8.0	3.3	3.2	5.4	9.7	9.0	9.6	8.7	7.6	7.7	8.1	10.4	11.8	17.3	4.5
平成15年	0.5	2.2	2.6	1.6	2.7	0.6	1.0	1.4	0.8	1.4	1.5	1.2	1.5	1.9	2.8	1.4	1.5	0.6	1.8	1.2	1.5	0.8	2.9	1.8	0.3	0.7	2.4	1.7	0.1	0.8	1.0	1.9	0.9	0.8	0.1	2.1	0.6	2.4	1.9	2.6	1.9	1.8	2.4	3.4	1.4	1.7	5.0	1.6

資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」(平成2年度及び平成15年度)

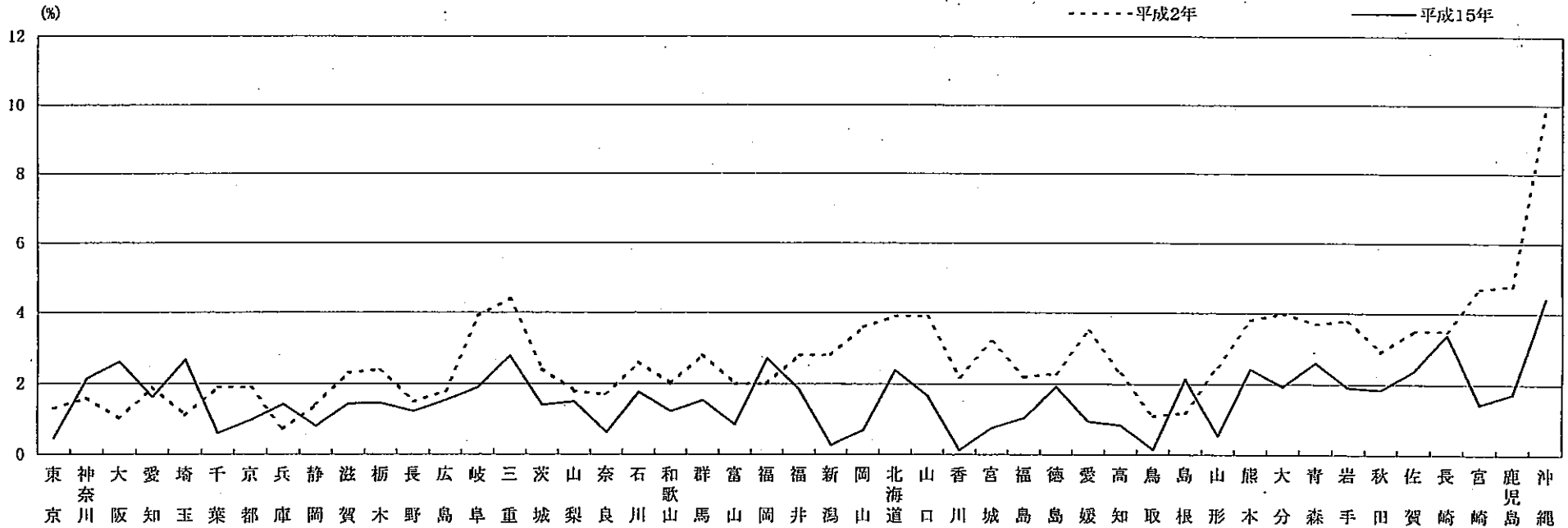
(注) 全国平均は加重平均値である。

# 地域別最低賃金の未満率の比較(平成2年度及び平成15年度)

## 全国・都道府県別未満率

平成2年度(全国平均) 2.1%

平成15年度(全国平均) 1.6%



	東 京	神 奈 川	大 阪	愛 知	埼 玉	千 葉	京 都	兵 庫	静 岡	滋 賀	栃 木	長 野	広 島	岐 阜	三 重	茨 城	山 梨	奈 良	石 川	和 歌 山	群 馬	富 山	福 岡	福 井	新 潟	岡 山	北 海 道	山 口	香 川	宮 城	福 島	徳 島	愛 媛	高 知	鳥 取	島 根	山 形	熊 本	大 分	青 森	岩 手	秋 田	佐 賀	長 崎	宮 崎	鹿 児 島	沖 縄	全 国 平 均
平成2年	1.3	1.6	1.0	1.9	1.1	1.9	1.9	0.7	1.4	2.3	2.4	1.5	1.8	3.9	4.4	2.4	1.8	1.7	2.6	2.0	2.8	2.0	2.0	2.8	2.8	3.6	3.9	3.9	2.2	3.2	2.2	2.3	3.5	2.3	1.1	1.2	2.5	3.8	4.0	3.7	3.8	2.9	3.5	3.5	4.7	4.8	9.9	2.1
平成15年	0.5	2.1	2.6	1.6	2.7	0.6	1.0	1.4	0.8	1.4	1.5	1.2	1.5	1.9	2.8	1.4	1.5	0.6	1.8	1.2	1.5	0.8	2.7	1.8	0.3	0.7	2.4	1.7	0.1	0.8	1.0	1.9	0.9	0.8	0.1	2.1	0.5	2.4	1.9	2.6	1.9	1.8	2.4	3.4	1.4	1.7	4.4	1.6

資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」(平成2年度及び平成15年度)

(注) 全国平均は加重平均値である。

## 2. 産業別最低賃金の現状

### 決定・設定方式別の決定件数及び適用労働者数の推移

事項別 年度	合 計		最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金(法第16条)					労働協約拡張方式 に基づく最低賃金 (法第11条)		
			地域別最低賃金		産業別最低賃金					
	件数 (件)	適用労働者数 (千人)	件数 (件)	適用労働者数 (千人)	件数 (件)	うち従来の産業 別最低賃金(件)	適用労働者数 (千人)	件数 (件)	適用労働者数 (千人)	
平成										
4	320		47		271	21	(67)	5,074	2	1
5	306		47		257	5	(16)	5,038	2	1
6	306		47		257	5	(0)	5,043	2	1
7	303		47		254	3	(2)	4,769	2	1
8	303	50,831	47	50,831	254	3	(0)	4,775	2	1
9	302		47		253	3	(0)	4,626	2	1
10	300		47		251	3	(0)	4,615	2	1
11	299		47		250	3	(0)	4,593	2	1
12	300		47		251	3	(0)	4,501	2	1
13	300	50,240	47	50,240	251	3	(0)	4,130	2	1
14	298		47		249	3	(0)	4,034	2	1
15	298		47		249	3	(0)	4,090	2	1

(注)

1 当該年度末現在において効力を有する最低賃金の決定件数及びその適用労働者数である。

2 産業別最低賃金については、厚生労働大臣決定分を含む。

3 適用労働者数は、事業所・企業統計調査等の結果に基づき推計した適用労働者数である。

なお、地域別最低賃金の適用労働者数については、事業所・企業統計調査の本調査が5年ごとに行われているため、同調査の結果報告があった平成8年及び平成13年のみ掲載している。

4 従来の産業別最低賃金欄の( )内は、当該年度中に廃止された件数である。

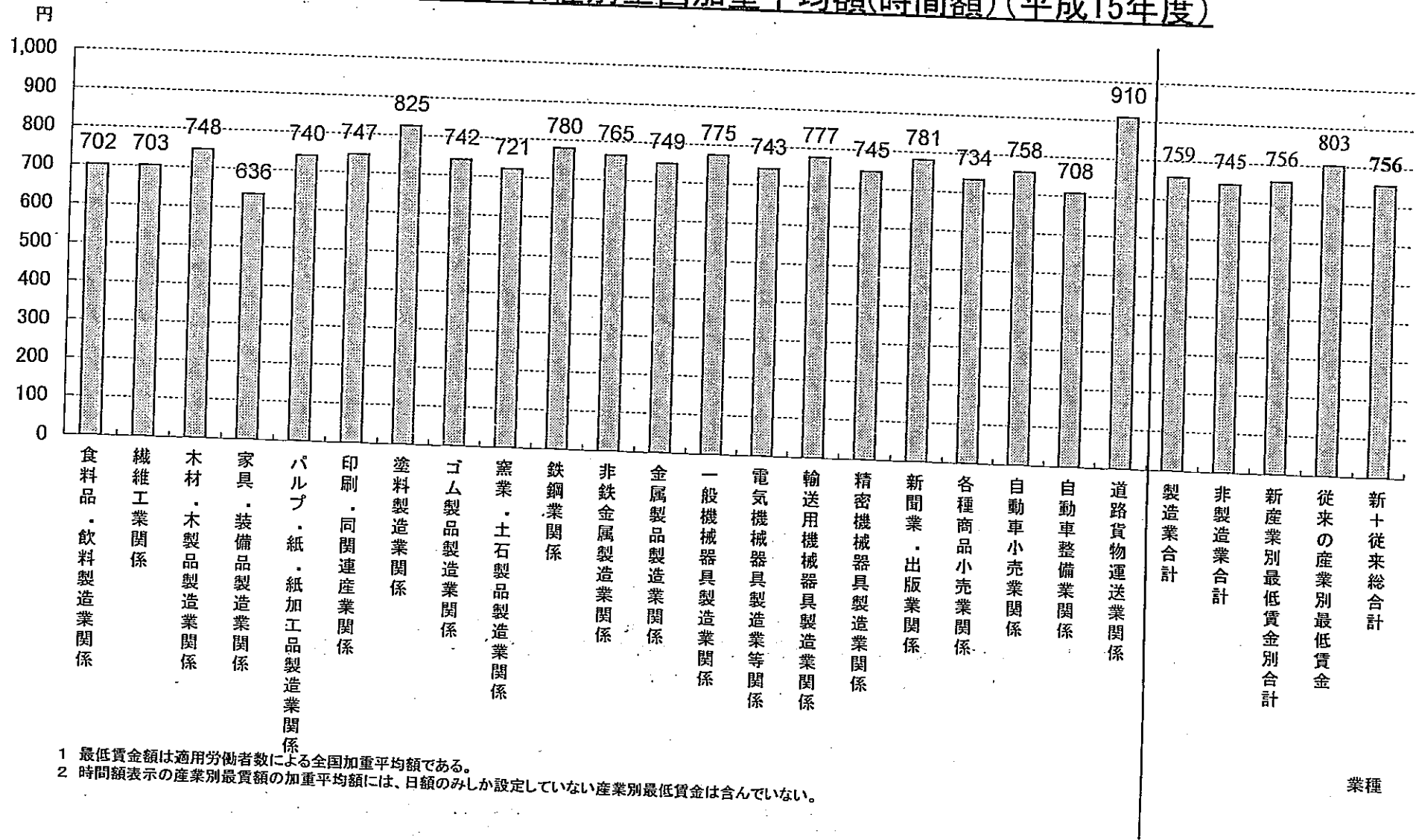
## 産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

業種	決定件数	適用使用者数 (百人)	適用労働者数 (百人)
食料品・飲料製造業関係	7	3	162
繊維工業関係	9	20	303
木材・木製品製造業関係	1	1	10
家具・装備品製造業関係	1	1	19
パルプ・紙・紙加工品製造業関係	3	3	209
印刷・同関連産業関係	2	17	145
塗料製造業関係	4	2	78
ゴム製品製造業関係	1	2	66
窯業・土石製品製造業関係	5	21	286
鉄鋼業関係	23	37	1,758
非鉄金属製造業関係	9	11	477
金属製品製造業関係	6	17	356
一般機械器具製造業関係	27	329	5,861
電気機械器具製造業等関係	46	369	14,270
輸送用機械器具製造業関係	34	201	8,547
精密機械器具製造業関係	10	18	455
新聞業・出版業関係	2	29	550
各種商品小売業関係	31	45	4,826
自動車小売業関係	23	267	2,444
自動車整備業関係	1	10	38
道路貨物運送業関係	1	2	15
製造業合計	188	1,052	33,002
非製造業合計	58	353	7,873
新産業別最低賃金別合計	246	1,405	40,875
従来 of 産業別最低賃金	3	10	27
新+従来総合計	249	1,415	40,902

1 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。

2 適用使用者数及び労働者数は、平成13年事業所・企業統計調査等に基づき推計した適用使用者数及び適用労働者数である。

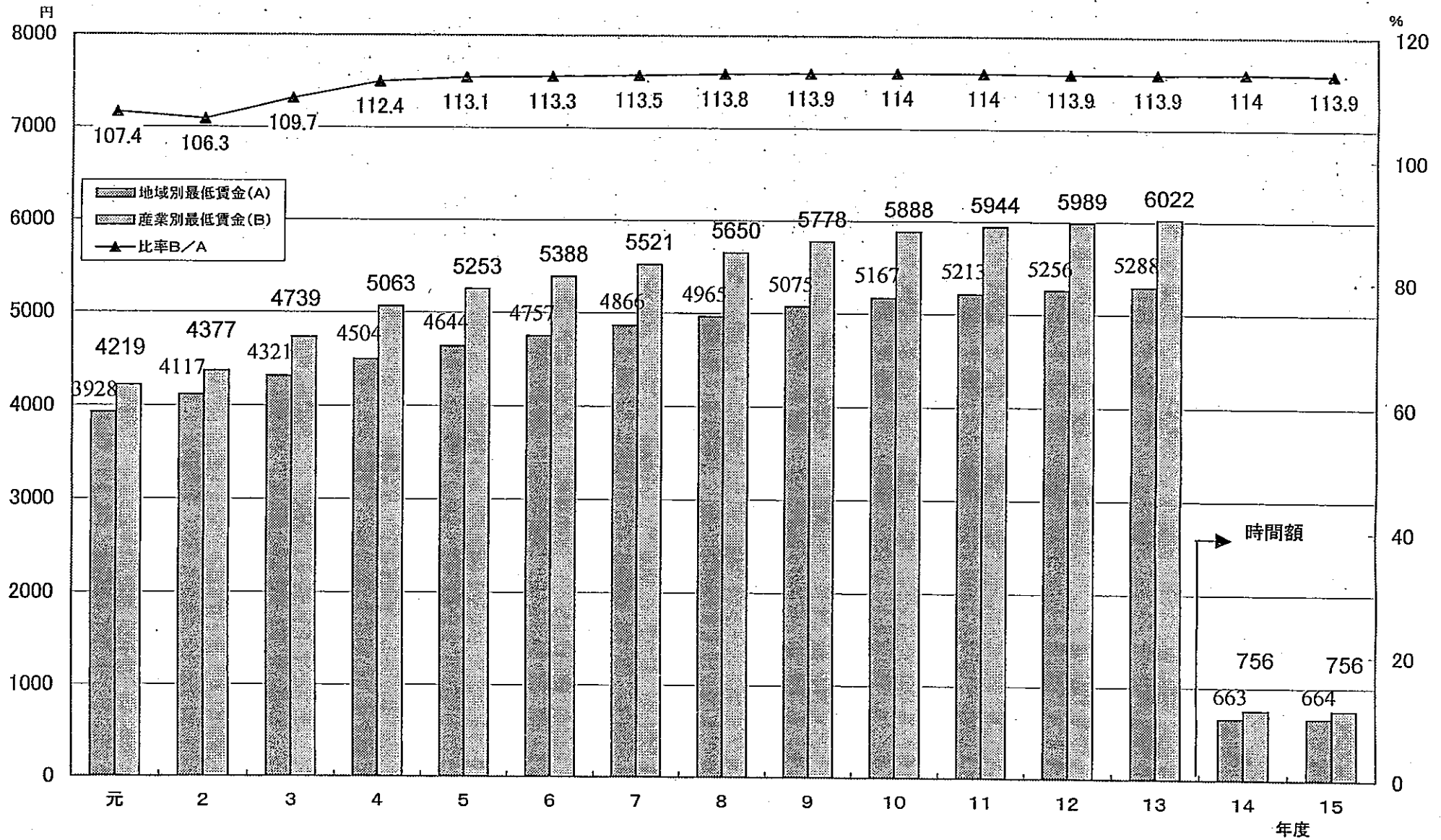
# 産業別最低賃金の業種別全国加重平均額(時間額)(平成15年度)



1 最低賃金額は適用労働者数による全国加重平均額である。  
 2 時間額表示の産業別最賃額の加重平均額には、日額のみしか設定していない産業別最低賃金は含んでいない。

加重平均額

## 産業別最低賃金額の地域別最低賃金額に対する比率の推移



- 1 最低賃金額は適用労働者数による全国加重平均額である。
- 2 地域別最低賃金については、平成14年度から時間額表示のみとなった。
- 3 時間額表示の産業別最賃額の加重平均額は、日額のみしか行っていない産業別最低賃金額は含んでいない。

## 産業別最低賃金の地域別最低賃金に対する比率分布(平成16年12月現在)

	合計	労働協約ケース		食料品・飲料		繊維工業		木材		家具		パルプ		印刷		塗料		ゴム製品		窯業		鉄鋼業		非鉄金属		金属製品	
		公正競争ケース																									
105%未満	5	1	4	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
105%以上110%未満	45	9	36	0	3	0	8	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0
110%以上115%未満	89	34	55	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	1	1	0	3	2	1	3	1	0
115%以上120%未満	90	37	53	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	13	5	2	2	1	3
120%以上	18	8	10	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	247	89	158	0	7	1	8	0	1	0	1	1	2	1	1	4	0	0	1	1	4	16	7	3	6	2	4

	一般機械		電気機械		輸送用機械		精密機械		小計(製造業)		新聞・出版		各種商品		百貨店		自動車小売		自動車整備		道路貨物		小計(非製造業)	
105%未満	0	0	0	0	0	0	0	1	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
105%以上110%未満	0	0	4	7	0	0	0	1	4	22	0	0	3	11	1	1	1	2	0	0	0	0	5	14
110%以上115%未満	0	7	13	7	1	7	1	4	23	34	0	2	3	7	2	4	6	8	0	0	0	0	11	21
115%以上120%未満	3	12	6	9	9	10	0	3	36	47	0	0	0	0	0	0	1	5	0	1	0	0	1	6
120%以上	2	3	0	0	3	4	0	0	7	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
合計	5	22	23	23	13	21	1	9	71	117	0	2	6	18	3	5	8	15	0	1	1	0	18	41

(注意)各産業ごとに左欄は労働協約ケース、右欄は公正競争ケースの件数。



### 3. 労働協約拡張方式の現状

	滋賀県塗料製造業 地域的最低賃金	広島県広島市・東広島市 塗料製造業地域的最低賃金
適用地域	滋賀県の区域	広島県広島市・東広島市の区域
申請代表団体	イサム塗料労働組合	日本ペイント労働組合
最低賃金額 日額(時間額)	6,640円(830円)	7,200円(960円)
改正発効年月日	12. 5. 10	10. 11. 5
適用使用者数 (当該労働協約の適用を受けている 使用者数)	6人 (4人)	3人 (2人)
適用労働者数 (当該労働協約の適用を受けている 労働者数)	360人 (239人)	149人 (134人)